

議員提出議案第一号

原爆被害者援護法の即時制定を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、厚生大臣に意見書を提出する。

平成元年六月二十一日提出

提出者 三朝町議会議員 石山利男

賛成者 三朝町議会議員 倉本良人

賛成者 三朝町議会議員 山本仁

平成元年六月式拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

原爆被害者援護法の即時制定を求める意見書

昭和二十年八月、広島、長崎に投下された原爆は、この二つの都市を一瞬にして地獄に変え、これまでに少なくとも三十数万人が死亡した。そして、現存する約三十六万人の被爆者の苦しみは、高齢化、病弱化とあいまっていっそう深刻になっている。

被爆者のための現行二法は、改正を重ねて一定の改善が図られたが、その内容は国家補償とはほど遠く、「生きている中に援護法を」と言うのが被爆者の共通の悲願であり、日本国民と世界の人々の願いでもある。

原爆被害者援護法の制定は、国が原爆被害を補償することによって、再び被爆者をつくらぬ誓いを高らかに宣言するものである。

政府におかれては次の内容をふくむ原爆被害者援護法を制定され、被爆者の願いが実現するよう強く要望する。

記

- 一 ふたたび被爆者をつくらぬとの決意をこめ、原爆被害に対する国家補償を行うこととを趣旨とすること。
- 二 原爆死没者の遺族に弔意金と遺族年金を支給すること。
- 三 被爆者の健康管理と治療、療養を国の責任で行うこと。
- 四 被爆者に被爆者年金を支給すること。なお障害をもつ者には加算すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成元年六月二十一日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会